

## 福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業実施要綱

### (通則)

第1条 福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業（以下「本事業」という。）については、予算の範囲内において実施するものとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 本事業は、福岡市内（以下「市内」という。）の施設を福岡市緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）が借り上げ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により公演又は展示（以下「公演等」という。）の活動自粛を余儀なくされた文化・エンターテインメント分野のアーティストに開放することで、その活動継続を支援するとともに、関連事業者の経済活動を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化・エンターテインメント 音楽、ダンス、演劇、伝統芸能、ライブパフォーマンス、ライブアート、美術等の分野をいう。
- (2) 施設 ライブハウス、劇場、貸しスタジオ、ホール、サロン、ギャラリー等をいう。
- (3) 公演系施設 不特定多数の観覧者を対象とした実演により表現される公演が行われる施設をいう。
- (4) 展示系施設 不特定多数の観覧者を対象とした展示が行われる施設をいう。
- (5) アーティスト 文化・エンターテインメント活動を行う者をいう。
- (6) 会場借上料 本事業に関連した施設利用等の対価をいう。

### (事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実行委員会は、第2条に規定する目的に賛同する施設を運営する者（以下「施設運営者」という。）を公募し、施設運営者が運営する施設が第6条に規定する要件に該当するときは、当該施設をアーティストに開放する施設（以下「開放施設」という。）として認定する。
- (2) 実行委員会は、開放施設の利用を希望するアーティストを公募し、アーティスト及び公演等が第14条及び第15条に規定する要件に該当するときは、当該アーティストを開放施設の利用者（以下「施設利用者」という。）として決定する。
- (3) 実行委員会は、施設利用者の公演等に関する情報を発信する。
- (4) 実行委員会は、施設利用者による第20条第1号に規定する開放施設利用日決定報告書及び同条第2号に規定する開放施設利用計画書の提出を受けた後、施設の利用日及び会場借上料の支払予定を決定する。
- (5) 施設利用者は、利用決定を受けた開放施設にて公演等を実施する。
- (6) 実行委員会は、施設利用者による第23条第1項第1号に規定する実績報告書の提出を受けた後、施設運営者に対し、会場借上料を支払う。

### (施設の開放期間等)

第5条 実行委員会が施設運営者から施設を借り上げ、アーティストに開放する期間は、福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業開放施設募集要項（以下「開放施設募集要項」という。）及び福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業開放施設利用アーティスト募集要項（以下「アーティスト募集要項」という。）にて定める。

2 各施設の開放日については、前項に規定する期間のうち、施設運営者及び施設利用者にて調整を行い、公演系施設については1日を、展示系施設については7日間以内で連続する期間を実行委員会会長（以下「会長」という。）が決定する。

（開放施設）

第6条 開放施設として認定する施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設については、対象としない。

(1) 広く市民に有償の公演等を行う会場として認知されている市内の公立及び民間立の施設であって、次の①から⑧までの全てに該当するものとして、施設運営者からの申請に基づき会長が認定した施設

- ① 開放施設の公募開始時において、施設の利用料金等がホームページ等で明示されている施設
- ② 第5条第1項に規定する期間中、異なる2回の公演等について利用可能かつ公演系施設については終日利用可能な開放日、展示系施設については7日間以内で連続して終日利用可能な期間を、複数設定できる施設
- ③ 施設の運営に必要な許可等を受けた施設
- ④ 感染症の拡大防止に関する国や福岡県及び福岡市の方針・要請等を遵守する施設
- ⑤ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が施設の経営に実質的に関与していない施設
- ⑥ 展示系施設については、展示スペースが独立した施設
- ⑦ 第8条に規定する支払限度額の範囲内で第7条各号に規定する設備又はサービス等を提供する施設
- ⑧ その他会長が事業の趣旨に照らして開放施設認定が適当でないと判断するものではない施設

(2) 前号に掲げるもののほか会長が認定した施設

（会場借上料の対象経費）

第7条 施設の開放に際し、会場借上料の支払対象となる経費（以下「借上対象経費」という。）は、施設利用者の公演等に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 公演等を実施する日の施設使用料（同一施設で実施される公演に連続するリハーサル、設営、後片付け等に係る使用料を含む。）
- (2) 施設の付帯設備、機器及び備品使用料
- (3) 施設がサービスとして提供するスタッフ等の人件費（施設使用料に含まれる場合は除く。）
- (4) 公演等の実施に必要な新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費
- (5) 舞台監督等の利用調整に係る人件費
- (6) ピアノ調律等の役務費（舞台設営等の委託料は除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める経費

2 前項第1号から第3号に規定する経費については、利用料金等が開放施設の公募開始時においてホームページ等で明示されていなければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、本条第1項第4号から第6号に規定する経費の合計金額が本条第1項第1号から第3号に規定する経費の合計金額を超える場合は、当該超える部分は借上対象経費から除外する。

4 本条第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等から当該公演等に係る施設使用料について補助等を受けた場合は、当該補助等を受けた部分は借上対象経費から除外する。

(会場借上料の支払限度額)

第8条 会場借上料の額は、借上対象経費のうち、予算の範囲内において、1施設あたり2回まで、1回あたり50万円(税込額)を上限として会長が決定し支払う。

(開放施設の認定対象者)

第9条 この要綱に基づき開放施設認定の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の施設を運営している個人、法人又は団体(以下「法人等」という。)
- (2) 役員等(施設の経営者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等をいう。)が暴力団員、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でない者
- (3) 実行委員会の広報等において、必要な協力を行う者
- (4) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ(略称:COCOA)のインストールに努める者
- (5) 実際の借上対象経費の合計額が、第8条に規定する支払限度額、第21条に規定する支払予定金額又は第24条に規定する確定した額のうちいずれか最も低い額を超える場合でも、その差額を施設利用者及び実行委員会に請求しないことに同意できる者(開放施設の認定申請)

第10条 開放施設の認定を受けようとする者は、公演系施設又は展示系施設のいずれかの区分を選択の上、開放施設募集要項で定める日までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 開放施設認定申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第1号別紙)
- (3) 認定対象施設概要書(様式第2号)
- (4) 役員等名簿(様式第3号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

2 会長は、前項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めて当該書類の是正又は補正を求めることができる。

3 本条第1項の申請を行う者は施設運営者とし、その回数は、1施設につき1回とする。

(開放施設の認定及び通知)

第11条 会長は、前条の申請があったときは、その内容について審査の上、認定の可否を決定し、開放施設認定通知書(様式第4号)又は開放施設認定申請結果通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(認定の辞退)

第12条 開放施設の認定を受けた施設運営者で、認定を辞退しようとするときは、速やかに開放施設認定辞退届出書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(認定の取消)

第13条 会長は、施設運営者又は開放施設が次の各号のいずれかに該当することを把握したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱又は法令若しくは法令に基づく命令等に違反したとき
- (2) 開放施設が会場借上料の支払い前に閉鎖したとき

- (3) 偽りその他不正の手段により会場借上料の支払いを受けたとき
  - (4) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、認定が不相当と会長が認めるとき
- 2 前項の規定は、第 25 条第 2 項の規定により実行委員会が会場借上料を施設運営者に支払った後においても適用があるものとする。
- 3 会長は、本条第 1 項の規定により認定の取消しを決定したときは、開放施設認定取消通知書（様式第 7 号）により、施設運営者に通知するものとする。
- 4 会長は、施設運営者又は開放施設が本条第 1 項各号のいずれかに該当することを把握した場合、施設運営者等の名称及びその内容を公表することができる。

（開放施設の利用対象者）

第 14 条 この要綱に基づき施設利用者となる者は、アーティストであって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内を拠点に継続して活動した実績があり、今後も活動を継続する意思がある者
  - (2) 市内の施設で観覧者を集めた公演等により、継続して収益を得ている者
  - (3) 暴力団員、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でない者
  - (4) 未成年者については、その者の親権者又は未成年後見人の同意を得ている者
  - (5) 実行委員会の広報等において、必要な協力を行う者
  - (6) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（略称：COCOA）のインストールに努める者
  - (7) その他会長が事業の趣旨に照らして施設利用決定が適当でないとは判断するものではない者
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める者は施設利用者としてすることができる。

（対象公演等）

第 15 条 開放施設利用の対象となる公演等（以下「対象公演等」という。）は、広く市民を対象として施設利用者本人が主催する、開放施設での施設利用者による実演を伴う有償の集客公演等とする。ただし、以下に該当する場合は、対象公演等としない。

- (1) 感染症の拡大防止に関する国や福岡県及び福岡市の方針・要請等を遵守しない公演等
  - (2) ワークショップ等、講座に類する公演等
  - (3) 式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類する公演等
  - (4) 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする公演等
  - (5) 自治会、大学、学校等のクラブ・サークル活動、学校教育に関する公演等
  - (6) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の発表会、その他特定の会員のみに限られる公演等
  - (7) 寄付行為等を行ういわゆるチャリティーを目的とする公演等
  - (8) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある公演等
  - (9) 前各号に掲げるもののほか会長が対象公演等と認めない公演等
- 2 前項の実演について、展示系施設の場合は、利用期間中、開放施設内において、1 回以上、アーティスト自身による作品解説等を行わなければならない。

（施設の利用申請）

第 16 条 開放施設を利用しようとする者は、アーティスト募集要項で定める日までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 開放施設利用申請書（様式第 8 号）
- (2) 誓約書（様式第 8 号別紙）
- (3) 公演等計画書（様式第 9 号）

(4) アーティスト名簿（様式第 10 号）

(5) 前号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

2 会長は、前項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めて当該書類の是正又は補正を求めることができる。

3 本条第 1 項の申請を行う者はアーティストとし、その回数は、1 アーティストにつき 1 回とする。

（施設利用者の決定及び通知）

第 17 条 会長は、前条の申請があったときは、その内容について審査の上、施設利用者を決定し、開放施設利用決定通知書（様式第 11 号）又は開放施設利用申請結果通知書（様式第 12 号）により、申請者に通知する。

2 会長は、前項の通知を行った場合は、当該開放施設の運営者に対し、施設利用者に関する情報を連絡するものとする。

3 本条第 1 項の申請が同一の施設に重複してなされた場合は、抽選により施設利用者を決定する。

（公演等の変更等）

第 18 条 施設利用者で、公演等の内容を変更しようとする場合には、公演等変更承認申請書（様式第 13 号）を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、公演等の実施に影響を及ぼさない程度の記載事項の変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請があったときは、その内容について審査の上、当該変更が認められる場合は、公演等計画変更承認決定通知書（様式第 14 号）により、施設利用者へ通知する。

（施設利用の辞退）

第 19 条 施設利用者で、利用を辞退しようとするものは、速やかに開放施設利用辞退届出書（様式第 15 号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により施設利用の辞退の届出があったときは、施設利用者に対して、実行委員会が施設運営者に支払ったキャンセル料の全部又は一部の請求を行うことができる。

3 会長は、本条第 1 項の規定により利用の辞退がある場合は、他の利用希望者に利用させることができる。

（施設利用計画報告）

第 20 条 施設利用者は、次の第 1 号に掲げる書類をアーティスト募集要項で定める日までに提出し、第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を公演等の 10 日前までに会長に提出しなければならない。

(1) 開放施設利用日報告書（様式第 24 号）

(2) 開放施設利用計画書（様式第 16 号）

(3) 前号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

（会場借上料の支払予定決定及び通知）

第 21 条 会長は、前条の規定により報告があったときは、その内容について審査の上、会場借上料の支払予定金額を決定し、会場借上料支払予定通知書（様式第 17 号）により、施設運営者及び施設利用者へ通知するものとする。

2 施設運営者及び施設利用者は、前項の規定により支払予定金額の通知を受けたときは、その後に施設利用計画が変更となった場合でも、前項の規定による支払予定金額の増額を求めることができない。

(調査等)

第 22 条 会長は、必要があると認めるときは、施設利用者又は施設運営者に対し、公演等に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第 23 条 施設利用者は、次の各号に掲げる書類を公演等が終了した日の翌日から起算して 10 日以内に会長に提出しなければならない。

(1) 公演等実績報告書(様式第 18 号)

(2) 前号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による実績報告が行われなるときは、会場借上料の負担を施設利用者に求めることができる。

3 前項の規定による会長の求めがあった場合、施設利用者は会場借上料を負担しなければならない。

4 施設運営者及び施設利用者は、本条第 1 項の規定により実績報告が行われるときの借上対象経費について、第 21 条第 1 項により決定された支払予定金額の範囲内でしか計上できない。

(会場借上料の額の確定)

第 24 条 会長は、前条の規定により実績報告があったときは、公演等の内容が利用決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査の上、適合すると認めるときは、支払うべき会場借上料の額を確定し、会場借上料確定通知書(様式第 19 号)により、施設運営者及び施設利用者に通知する。

2 前項の規定により確定した会場借上料の額が第 21 条の規定による支払予定金額に満たなるときは、会長は確定した額をもって会場借上料を支払う。

(会場借上料の請求及び支払い)

第 25 条 施設運営者は、前条の規定により会場借上料の額の確定の通知を受けた場合において、会場借上料の支払いを受けようとするときは、会場借上料請求書(様式第 20 号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により会場借上料の請求があった場合は、速やかに支払う。

(キャンセル料の取扱い)

第 26 条 施設利用者決定後、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりやむを得ず公演等の実施が取りやめられ、施設のキャンセル料が発生した場合には、第 8 条に規定する支払限度額の範囲内で、施設が定めるキャンセル料を実行委員会が支払う。

(利用決定の取消し)

第 27 条 会長は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当することを把握したときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 本要綱又は法令若しくは法令に基づく命令等に違反したとき

(2) 公演等を実施する見込みがなくなったとき

(3) 偽りその他不正の手段により利用決定を受けたとき

(4) 公序良俗に反する行為があると認められるとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、開放施設の利用が不相当と会長が認めるとき

2 前項の規定は、第 25 条第 2 項の規定により実行委員会が会場借上料を施設運営者に支払った後においても適用があるものとする。

3 会長は、本条第 1 項の規定により利用決定を取り消したときは、開放施設利用決定取消通知書(様式第 21 号)により、施設利用者に通知する。

4 会長は、施設利用者又は公演等が本条第1項各号のいずれかに該当することを把握した場合、施設利用者等の名称及びその内容を公表することができる。

5 会長は、本条第3項の通知を行ったときは、施設運営者に当該通知の内容を連絡するものとする。

6 本条第1項の規定に基づく利用決定の取消しにより施設のキャンセル料が発生したときは、施設が定めるキャンセル料を施設利用者が負担するものとする。

(会場借上料の返還)

第28条 会長は、第13条第1項の規定により開放施設の認定を取り消した場合において、すでに会場借上料が施設運営者に支払われているときは、施設運営者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求しなければならない。

2 会長は、前項の規定により施設運営者に会場借上料の返還請求を行うときは、会場借上料返還請求書(様式第22号)により、返還金額、返還理由及び返還期日等を通知するものとする。

(会場借上料の請求)

第29条 会長は、第27条第1項の規定により施設利用の決定を取り消した場合において、すでに会場借上料が施設運営者に支払われているときは、施設利用者に対し、期限を定めて、その全部又は一部を会場借上料として請求しなければならない。

2 会長は、前項の規定により施設利用者に対して会場借上料の請求を行うときは、会場借上料請求書(様式第23号)により、請求金額、請求理由及び支払期日等を通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第30条 施設運営者は、第28条第1項の規定により会場借上料の返還を請求されたときは、その請求に係る会場借上料の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該会場借上料の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を実行委員会に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

2 施設利用者は、前条第1項の規定により会場借上料を請求されたときは、その請求に係る開放施設利用の日から納付の日までの日数に応じて、当該会場借上料の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を実行委員会に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

3 本条第1項及び第2項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、当該施設運営者又は当該施設利用者の納付した金額が返還請求又は請求された会場借上料の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該請求された会場借上料の額に充てられたものとする。

4 施設運営者又は施設利用者が会場借上料の返還請求又は請求をされ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて、当該会場借上料の額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を実行委員会に納付しなければならない。

5 会長は、第1項、第2項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 本条第1項から第3項までを除く加算金に係るその他の取扱いについては、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）を準用し、本条第4項を除く延滞金に係るその他の取扱いについては、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和32年福岡市条例第12号）を準用する。

（暴力団の排除）

第31条 会長は、暴排条例の規定により本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 会長は、施設運営者又は施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、認定、会場借上料の支払い又は利用決定を行わない。

(1) 暴力団員であること

(2) 個人、法人若しくは団体の役員が暴力団員に該当する者であること

(3) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有すること

3 会長は、施設運営者又は施設利用者が前項各号のいずれかに該当するときは、開放施設の認定又は施設利用の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 会長は、暴力団の排除に関して警察へ照会確認を行うため、申請者（法人若しくは団体であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

（関係書類の整備）

第32条 施設運営者は、公演等が終了した日以後の最初の4月1日から5年間に経過するまでは、本事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を保存しなければならない。

（委任）

第33条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

（期間）

1 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。

（期間）

1 この要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。